



まも  
**護れ!**

**表現の自由!**

迫りくる表現規制への

外圧からの**赤松健**の闘い!

**赤松健**  
ちゃんねる

全国比例は**赤松健**  
に投票しよう!



2枚目に  
「赤松健」  
と、書いて  
ください!



今日のスケジュール、振り返り

# 赤松健 街頭演説会

6/24(金)

13:00~横浜駅前

16:00~桜木町駅前

18:00~川崎駅前

43県目!

#赤松健47都道府県街頭演説チャレンジ

# 電子だるまに目を入れよう

## 電子だるまに目を入れよう

6/24 (残り16日) 12:00現在

左目  
電子為書き

402

5,000

達成率  
8.0%(-%)

右目  
投票済み証

88

5,000

達成率  
1.7%(-%)

期日前投票スタート!  
ハードル高し!  
今週末が第一の山場!

※電子為書きは為書き作成数  
※投票済み証はTwitterで赤松健に投票したと呟いた数

たくさんの電子為書きありがとうございます！！！！



まだまだ大募集中です！

秋葉原事務所に来て、ぜひご自身の為書きを探してみてください！

# 【全国比例】期日前投票に行ってください【拡散希望】



全国比例は、個人名で  
**【赤松健】**  
と投票！  
党名では得票になりません

## 全国誰でも

全国比例なので  
18歳以上であれば  
**日本全国誰でも**  
赤松健に投票可能

## 投票券不要

投票所では  
**投票券**（入場券）  
**無しでも投票可能**

## 当日レジャーでも

投票日当日に  
投票できない理由が  
レジャーなどでも  
**期日前投票可能**

## 個人名で赤松健

参議院全国比例は  
**個人名で投票可**  
政党名を書いても赤松健の  
得票にはなりません

## 比例順位は無し

**個人名の得票数順で**  
**当選が確定します**  
※特定枠2つを除く

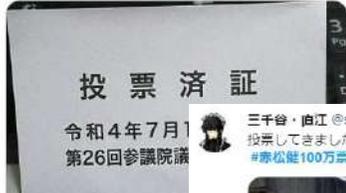
## 投票済証を拡散

**投票済証**\*をもらって  
赤松健に投票したと  
**写真付きTweet**

\*投票後、係員から投票済証がもらえます。もらえない場合は、投票所の写真などをUP。

# 期日前投票に行って投票済証のツイートをしよう！

へっぽこ工房主 @7/3風邪オンリー-No.28&... @heppcko... · 2時間  
#赤松健100万票プロジェクト  
先程、期日前投票終了。  
どうか、無事当選しますように...

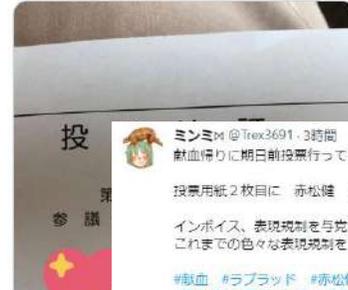


三千谷・向江 @sscharib0 · 43分  
投票してきましたわよ〜  
#赤松健100万票プロジェクト

チョルノーベリ・西口 @pjgmpwmd · 2時間  
#期日前投票 行ってきました。】#豊島区  
#期日前投票23日から7月9日  
#赤松健 M「#全国比例は赤松健」#表現の自由 #表現の自由  
2022 #赤松健100万票プロジェクト #参院選 #参院選

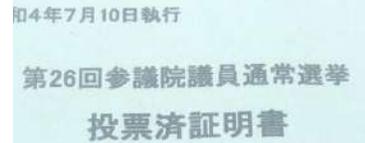


梅河瑞穂 @日曜日 東マ-14a @mizuho\_a · 3時間  
投票完了！選挙区-全国比例共にこれぞという候補者に1票を投じてきました。



ミンミ @Trex3691 · 3時間  
献血携りに期日前投票行ってきました！  
投票用紙2枚目に「赤松健」と書かせていただきました！  
インボイス、表現規制を与内から止めてください！  
これまでの色々な表現規制を止めた実績を信頼してますよ！

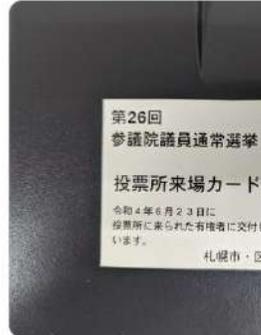
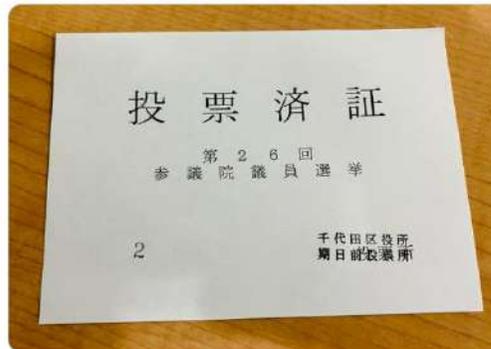
enari @truth\_1026  
日本で生まれて、日本で育て、多くの言語に翻訳されて、外資を圧倒している日本の漫画産業を守って頂きたいです。  
日本のお家芸がなくなるのは寂しいです。  
#赤松健100万票プロジェクト



# #赤松健100万票プロジェクト ぜひツイートお願いします！！

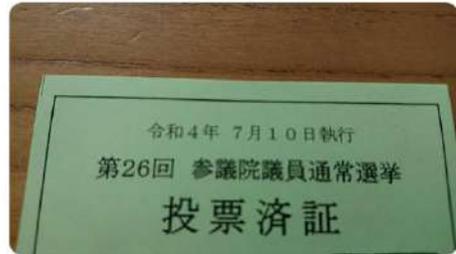
なるかみ @nakami  
期日前投票RTAしてきました  
赤松先生がんばってください  
インボイス制度マジで終わってるので反対の声を上げて  
くれる先生はありがたい...  
#赤松健100万票プロジェクト

混沌の風 @chaoticwind · 1時間  
参院選選挙2022、二枚目の全国比例は【赤松健100万票プロジェクト】  
#全国比例は赤松健 #赤松健



ふじと @fujito\_desu · 1時間  
とりあえず投票行ってきた。誰に入れたかはちょっと言えないなあ、うらふ。  
#赤松健100万票プロジェクト

40代親父 CHAOS:CHILDはいぞ！ @30daicoyaji · 55分  
健って漢字を何回も見直したのは秘密(A)バッチリ赤松健氏に投票したぜ！  
#赤松健100万票プロジェクト



# 赤松健がこれから取り組みたい5つの政策

1.

**表現の自由を守る**  
～漫画家、同人作家としての闘い～

2.

**「文化GDP」倍増化計画！**  
～コンテンツの力で日本に元気を取り戻す～

3.

**UGC活性化戦略**  
～「好き」を伸ばして生かせる世界に～

4.

**国家デジタル補完計画**  
～日本の未来への投資～

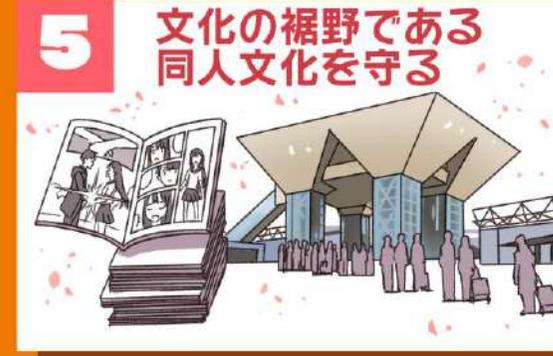
5.

**子ども・若者の不安の解消**  
～やりたいことができる、なりたいものになれる社会に～

1.

# 今日のトピック「表現規制の足音」

## 表現の自由を守る





## 表現の自由を守る

1

マンガ・アニメ・ゲームの  
過度な表現規制に反対



3

外圧から日本の文化・  
コンテンツを守る



- 国会で再燃する児童ポルノ禁止法 ～表現規制への請願～
- 『月曜日のたわわ』日経新聞広告掲載国連機関抗議事件

# 国会で再燃する児童ポルノ禁止法 ～表現規制への請願～

# 2013年 児童ポルノ禁止法改正案

1999年1月に児童ポルノ禁止法が施行され、その後、改正のたびに「児童ポルノの中に創作物を含めるか」が議論されています。**実写の児童ポルノは、子どもが傷つき、被害に遭うものですが、創作物の場合、そこに実在する被害者はいません。**架空の児童を描いた創作物を取り締まることよりも、現実の被害者を救済することがこの法律の目的であるべき。

**児童ポルノ禁止法改正案(2013年)**

こどもを守る!!

法 法

大前提として  
児童ポルノ禁止法  
は現実のこどもを  
犯罪から守るため  
の大切な法律です。  
この基本に反対す  
る人はいません。  
私達も積極的に力を  
入れている部分です。

※実在の児童を守るために大切な法律

1

# 2013年 児童ポルノ禁止法改正案

2013年、児童ポルノの個人的保有の禁止を盛り込んだ改正案を国会に提出しようという動きがありました。**法案段階では実写だけではなく、「絵」を主とした実在しない児童も児童ポルノの媒体に含めようとする議論がありました。**このとき、山田太郎議員が日本漫画家協会に連絡をくれました。（これが山田議員との出会いです）

※問題だったのはアニメ・漫画規制

アニメ

マンガ

問題だったのは漫画アニメの規制を進める条文が含まれていたことです。創作物には現実の被害者はいません。これは必要性がなく許されない規制の方向性です。

日本漫画・アニメ文化壊滅の危機!

2

# 児童ポルノ問題の議論の発端から児童ポルノ禁止法に至るまで

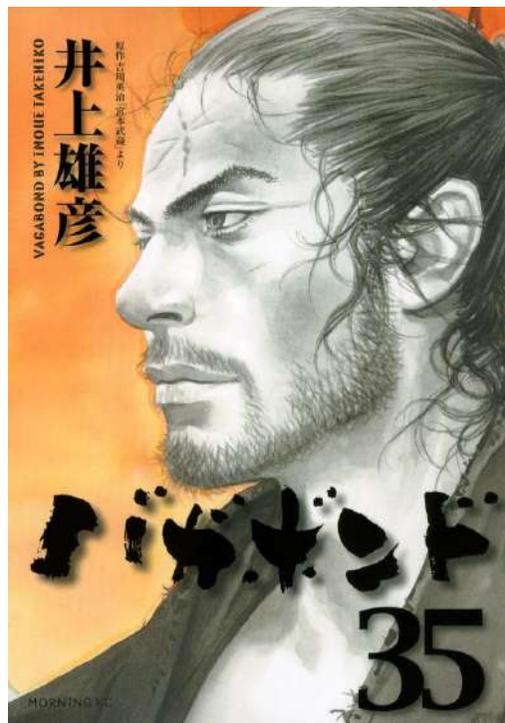
時期	出来事
1970年代	欧米で児童ポルノの問題性が意識され始める
1996年	<b>「子どもの商業的性的差育種に反対する世界会議」(ストックホルム会議)</b> ※日本人による東南アジアでの児童買春や日本国内での「児童ポルノ(マンガ・アニメを含む)」への非難 → 政府として何らかの法的対応を迫られる
1998年5月	<b>与党(自民・社民・さきがけ)による法案が議員立法として国会に提出</b> → 継続審議 (理由) 児童ポルノの定義に「絵」が含まれている & 単純所持禁止のため批判集中
1998年6月	<b>国連子どもの権利委員会の勧告</b> 児童ポルノ・児童買春防止について包括的な行動計画を策定するよう勧告 → 日本への規制を求める国際世論が高まる
1999年5月	<b>「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」公布(同年11月施行)</b>
1999年11月	<b>紀伊國屋書店漫画撤去事件</b>

# 1999年 紀伊国屋書店マンガ撤去事件

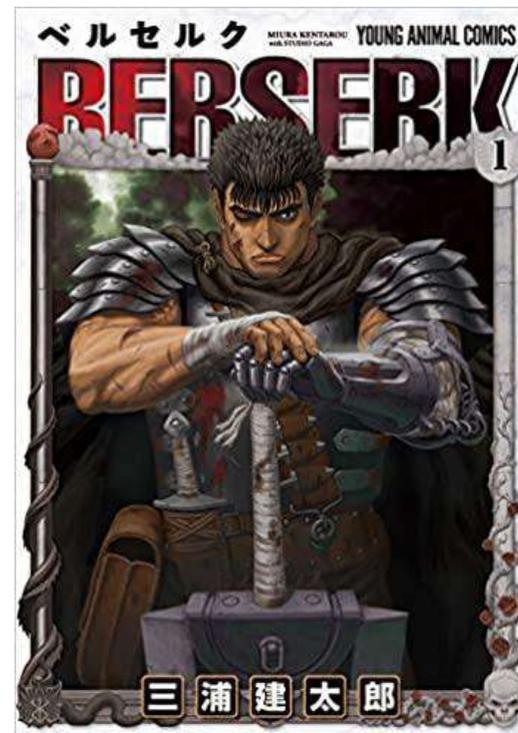
1999年に児童ポルノ禁止法の施行をきっかけに、紀伊国屋書店で成年向けマンガやポルノにとどまらず、ヌードや性描写を含んだ一般向けの漫画までもが一時撤去された出来事。いずれも芸術的価値が高いと評価された作品であるにもかかわらず、撤去されてしまった。



第1回文化庁メディア芸術祭  
マンガ部門優秀賞受賞 (1997)



第4回文化庁メディア芸術祭  
マンガ部門大賞受賞 (2000)



第6回手塚治虫文化賞  
マンガ優秀賞 (2002)

※当時の児童ポルノ禁止法に創作物を禁止する条項は入っていないにも関わらず、これだけの影響力

# 児童ポルノとは？ ～3号ポルノの定義～

この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- 一． 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二． 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三． **衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの**

「児童ポルノ禁止法」第2条第3項

# 児童ポルノとは？ ～3号ポルノの定義～

## 【問題点Ⅰ 児童ポルノの定義】

- ① **児童の性的虐待とはまるで関係のない写真が児童ポルノとみなされてしまう**  
例) 家族で撮った海水浴の写真も児童ポルノに含まれる可能性
- ② **虐待が行われていることが明確な写真などが児童ポルノに含まれない**  
例) 平成22年9月7日、高松高等裁判所のケース：女児が頭部に射精されている写真なのに、女児の顔だけが映っているので児童ポルノに当てはまらない
- ③ **児童が加害者になってしまう**  
例) 18歳未満の児童の自撮り写真が児童ポルノの提供罪/公然陳列罪が成立する可能性

**➡実在の児童が救われないどころか、加害者になる可能性すらある**

# 児童ポルノ禁止法の目的と創作物の関係の考え方

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

「児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性」

→ **“児童に対して実際に発生し、権利を著しく侵害している性的搾取及び性的虐待”を問題の対象としている**

→ 児童ポルノが社会道徳や秩序に反しているといった「社会的法益」を重視したのではなく、**実際に被害が及んでいる児童の保護という「個人法益」を重視した点が重要**

創作物については、児童ポルノの被害者たる児童は実在しない

→ **創作物に対する規制は、この目的からは正当化することは困難**

# 2013年 児童ポルノ禁止法改正案

## 附則 第二条

政府は、**漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像、外見上児童の姿態であると認められる児童以外の者の姿態を描写した写真等**であって児童ポルノに類するものと児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに、**インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置に関する技術の開発**の促進について十分な配慮をするものとする。

2 **児童ポルノに類する漫画等の規制及びインターネットによる閲覧の制限**については、この法律の施行後三年を目途として、前項に規定する調査研究及び技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

- ① 実写だけではなく「絵」も児童ポルノの媒体に含めようとする議論があった。
- ② 児童ポルノの単純所持の刑罰化も、2014年6月の改正案で盛り込まれているため、マンガやその原画も、所持していると処罰される可能性があった
- ③ 児童ポルノの範囲が広範であることとの兼ね合いで、処罰範囲が広がりすぎる事、捜査権が拡大し政治利用される可能性が高い
  - インターネット企業が個人のプライベートな情報にアクセス可能になる
  - 政権に悪用される可能性 など

## 【問題点Ⅱ 単純所持】

### ① 捜査機関の裁量によるグレーゾーンが大きい

例) 海外では我が子への授乳写真が児童ポルノと見做されて逮捕される事例、孫の水浴び写真を持っていた祖父が逮捕される事例が発生

### ② 悪用して他人を陥れることができる

例) 他人のPCに故意に児童ポルノに当たる画像等を入れて、通報する事例が発生。

### ③ 別件逮捕の口実に使われる可能性がある

例) 別件での家宅捜索が可能に。

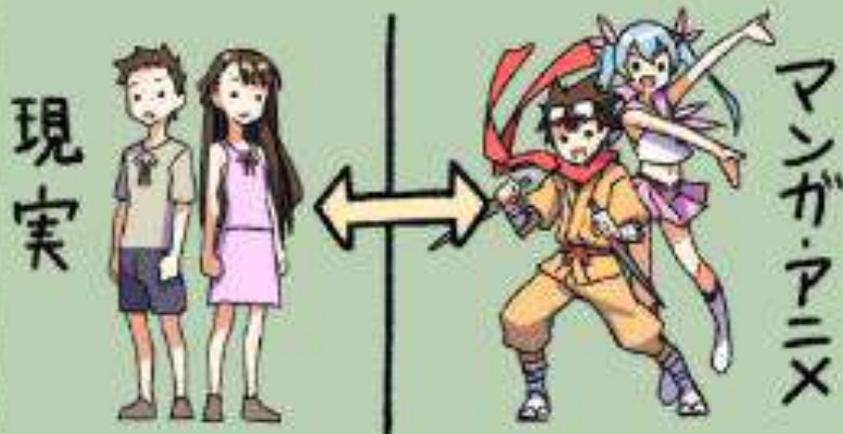
# 2013年 児童ポルノ禁止法改正案

ちばてつや先生や松本零士先生とともに、当時の法務大臣・谷垣禎一議員や民主党代表・海江田万里議員、党派を超えた規制派議員たちと面会。クリエイター自身が直接政治の現場に働きかけることの意義をここで見出し、そしてこの危機は免れることができました。



4

## 漫画アニメ規制＝附則第二条の削除を達成！



現実と虚構の区別をつけ  
現実の子どもを守ることが大切

私たちの希望通り  
漫画アニメ規制に  
関する部分を削除  
した上で、児ポ法  
改正案は成立！  
限られた警察の  
リソースは現実の  
子ども達に向けら  
れるべきだと考え  
ます！



# 創作の自由を守り通しました!!

# 児童ポルノ禁止法の現在と 外圧による表現規制への後押し

# 児童ポルノ禁止法改正の第三次改正を求める請願（2010年以降）

No.	国会回次	付託委員会	件名	紹介議員	付託年月日
1	177	衆議院法務委員会	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期改正を求めることに関する請願	高市早苗君外 2 名	2011年8月22日ほか
2	177	参議院法務委員会	青少年健全育成のため、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期改正を求めることに関する請願	山谷えり子君	2011年8月25日
3	177	衆議院法務委員会	青少年健全育成のため児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期改正を求めることに関する請願	高市早苗君外 2 名	2011年8月25日
4	178	衆議院法務委員会	青少年健全育成のため児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期改正を求めることに関する請願	細田博之君外 1 名	2011年9月26日
5	178	参議院法務委員会	青少年健全育成のため、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期改正を求めることに関する請願	中川雅治君	2011年9月28日
6	179	参議院法務委員会	青少年健全育成のため、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期改正を求めることに関する請願	青木一彦君外 1 名	2011年11月4日
7	179	衆議院法務委員会	青少年健全育成のため児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期改正を求めることに関する請願	竹下亘君	2011年11月29日
8	185	衆議院法務委員会	児童買春・児童ポルノ禁止改正法案の一刻も早い国会審議と改正法成立に関する請願	あべ俊子君外15名	2013年11月21日ほか
9	186	衆議院法務委員会	児童買春・児童ポルノ禁止法の早期改正に関する請願	山口壯君	2014年2月19日
10	186	衆議院法務委員会	子供の性的搾取・虐待状況の深刻化の中で児童買春・児童ポルノ禁止改正法案の審議と成立を求めることに関する請願	大久保三代君外 7 名	2014年4月17日ほか
11	186	参議院法務委員会	子供の性的搾取・虐待状況の深刻化の中で児童買春・児童ポルノ禁止改正法案の審議と成立を求めることに関する請願	小野次郎君	2014年6月6日
12	186	参議院法務委員会	児童買春・児童ポルノ禁止法の早期改正に関する請願	福山哲郎君	2014年6月19日

# 児童ポルノ禁止法改正の第三次改正を求める請願（2019年以降）

No.	国会回次	付託委員会	件名	紹介議員	付託年月日
1	200	衆議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	葉梨康弘君	2019年12月3日
2	200	参議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	矢倉克夫君	2019年12月4日
3	201	参議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	福島みずほ君	2020年3月27日
4	201	衆議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	大河原雅子君	2020年3月30日
5	201	衆議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	葉梨康弘君	2020年4月21日
6	204	衆議院法務委員会	子供の性虐待・性搾取被害悪化の現状に鑑み国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の抜本的改正を求めることに関する請願	大河原雅子君	2021年6月10日
7	207	衆議院法務委員会	子供の性虐待・性搾取被害悪化の現状に鑑み国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の抜本的改正を求めることに関する請願	大河原まさこ君	2021年12月15日
8	207	参議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	寺田静君	2021年12月16日
9	208	参議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	福島みずほ君	2022年1月28日
10	208	衆議院法務委員会	子供の性虐待・性搾取被害悪化の現状に鑑み国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の抜本的改正を求めることに関する請願	葉梨康弘君	2022年2月15日
11	208	参議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	寺田静君	2022年2月25日
12	208	衆議院法務委員会	子供の性虐待・性搾取被害悪化の現状に鑑み国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の抜本的改正を求めることに関する請願	寺田学君	2022年2月28日
13	208	衆議院法務委員会	子供の性虐待・性搾取被害悪化の現状に鑑み国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の抜本的改正を求めることに関する請願	大口善徳君	2022年3月22日
14	208	参議院法務委員会	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願	佐々木さやか君	2022年4月1日

# 現在もこの改正案に対する請願が与野党問わず出ている

件名	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願				
新件番号	20	件数	3	署名者数（計）	352
受理番号	紹介議員	会派	受理年月日	付託年月日	結果
20	福島 みずほ	立憲	令和4年1月20日	令和4年1月28日	
260	寺田 静	無所属	令和4年2月15日	令和4年2月25日	
914	佐々木 さやか	公明	令和4年3月24日	令和4年4月1日	

## 第208回国会 これから付託される予定の請願

会派名は略称で表示されております。

正式な会派名は、「参議院会派名一覧」で、ご覧いただけます。

件名	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願				
新件番号	20	件数	1	署名者数（計）	150
受理番号	紹介議員	会派	受理年月日	結果	
1082	打越 さく良	立憲	令和4年4月13日		

既に付託されている同趣旨の請願はこちら [（法務委員会）](#)

# 国内の表現規制への絶え間ない要求・請願

国連勧告等の海外からの圧力  
= “外圧”

子供、又は主に子供のように見えるよう描かれた者が明白な性的行為を行っている画像及び描写、又は、性目的で子供の体の性的部位の描写を製造、流通、頒布、提供、販売、アクセス、閲覧及び所持することを犯罪化すること。

## 第208回国会 請願の要旨

新件番号	20	件名	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願
		要旨	<p>児童買春・児童ポルノ禁止法の成立から二十二年、第二次改正からも七年を経た今日、横行する子供の性の商品化や、性搾取・虐待を撲滅し、子供の性被害を無くすために、また、G P e V A C（子どもに対する暴力撲滅のためのグローバル・パートナーシップ）推進国の使命として、<u>二〇一九年二月発表の国連子どもの権利委員会による日本政府への勧告の内容を十分に検討し、性被害の現状を改善する抜本的な第三次改正を成し遂げるよう求める。</u></p> <p>については、次の事項について実現を図られたい。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一、子供、又は主に子供のように見えるよう描かれた者が明白な性的行為を行っている画像及び描写、又は、性目的で子供の体の性的部位の描写を製造、流通、頒布、提供、販売、アクセス、閲覧及び所持することを犯罪化すること。</li><li>二、「女子高生サービス」や子供エロティカのように、子供買春及び子供の性搾取を助長し、又は、これらにつながる商業活動を禁止すること。</li><li>三、加害者に責任を果たさせ被害者となった子供たちの救済を確実なものとするために、オンライン及びオフラインでの子供の売買、子供買春、子供ポルノに係る犯罪を捜査、訴追し、処罰する努力を強化すること。</li><li>四、生徒、親、教員及びケア提供者を対象として、新しい技術に伴うリスク、及び安全なインターネットの利用法についてキャンペーンを含む意識喚起プログラムを強化すること。</li><li>五、子供の売買、子供買春、子供ポルノに関する国連特別報告者の勧告（A/HRC/31/58/Add. 1, para. 74）を実施すること。</li></ol>

国連・海外と歩調を合わせるため、ジェンダー平等のため、社会秩序のため理由はそれぞれあれど、表現を規制しようとする勢力は与野党問わず存在している

# 「国連が～」 「海外では～」 表現規制への大義名分 2022

## 女子差別撤廃条約

昨年2021年に日本が提出した実施状況（第9回報告）について対面審査と最終見解

## 新サイバー犯罪条約

サイバー空間の利用を規制する国際条約の草案について今年2022年1月から協議を開始

## インターポール決議

エンドツーエンド暗号化に懸念を表明し、加盟国のプロバイダーが執行機関の法的要求に対応できるように要請する決議

## 欧州委員会規則

企業が児童の性的虐待を検出、報告、削除することを義務化する規則を提案予定

## Equality Now

オンラインでの性的搾取・虐待についてグローバルスタンダードに沿った国内法を制定する等の基準を提唱

2022年の表現の自由に関する世界の動向は、サイバー空間の規制強化策が続々登場

**サイバー犯罪条約ってなに？  
現行サイバー犯罪条約  
(ブダペスト条約)**

# サイバー犯罪条約の概要

## サイバー犯罪に関する条約 (Convention on Cybercrime : 通称ブダペスト条約)

○サイバー犯罪の防止及び抑止を目的として、違法なアクセス等コンピュータに関連して行われる一定の行為の犯罪化、捜査手続の整備、国際協力の諸手続を定める。

- 2001年11月 ハンガリー・ブダペストにて署名式開催 (我が国は他のG7諸国とともに署名)
- 2004年 4月 国会で条約の締結につき承認
- 2004年 7月 条約発効
- 2011年 6月 我が国で国内担保法が成立
- 2012年 7月** **我が国が条約締結の受諾書を欧州評議会事務総長に寄託 (アジア初の締約国)**
- 2012年11月** **条約が我が国について効力発生**
- 2022年 3月現在 締約国66か国 (G7等)



### 国境を越えたサイバー犯罪の防止・抑止のための国際的枠組み

#### 刑事実体法 (犯罪化)

違法なアクセス・傍受、コンピュータ・システムの妨害、ウイルス製造等の犯罪化

#### 刑事手続法 (捜査手段の整備等)

コンピュータ・データの保全、提出命令、捜索、押収等の手続

#### 国際協力

捜査共助、犯罪人引渡し等

### サイバー犯罪条約の活用による国際社会の平和と安定及び我が国の安全保障の実現

○2021年9月サイバーセキュリティ戦略「サイバー犯罪対策については、サイバー犯罪に関する条約等既存の国際的枠組み等を活用し、条約の普遍化及び内容の充実化を推進するとともに、・・・サイバー空間における法の支配及び一層の国際連携を推進する。」

## 第9条 児童ポルノに関連する犯罪

- 1 締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
  - a コンピュータ・システムを通じて頒布するために児童ポルノを**製造**すること。
  - b コンピュータ・システムを通じて児童ポルノの**提供を申し出**又はその**利用を可能**にすること。
  - c コンピュータ・システムを通じて児童ポルノを**頒布**し又は**送信**すること。
  - d 自己又は他人のためにコンピュータ・システムを通じて児童ポルノを**取得**すること。
  - e コンピュータ・システム又はコンピュータ・データ記憶媒体の内部に児童ポルノを**保有**すること。
- 2 1の規定の適用上、「児童ポルノ」とは、次のものを視覚的に描写するポルノをいう。
  - a 性的にあからさまな行為を行う**未成年者**
  - b 性的にあからさまな行為を行う**未成年者であると外見上認められる者**
  - c 性的にあからさまな行為を行う**未成年者を表現する写実的影像**
- 3 2の規定の適用上、「未成年者」とは、18歳未満のすべての者をいう。もっとも、締約国は、より低い年齢（十六歳を下回ってはならない。）の者のみを未成年者とすることができる。
- 4 **締約国は、1d及び3並びに2b及びcの規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。**

# 現行のサイバー犯罪条約

## 留保（9IV、42）※

いずれの国も、欧州評議会事務局長にあてた書面による通告により、**特定の条に定める留保を付する旨を宣言することができる。**

## 児童ポルノに関する留保

サイバー犯罪条約に規定する「児童ポルノ」には、およそ実在しない児童を描写したものを含む（9条2b及びc）

↓ しかし

我が国は、サイバー犯罪条約に関して、児童ポルノ禁止法第7条の犯罪に該当する行為以外の行為については、**条約9条1d及びe並びに2b及びcの規定を適用しない権利を留保している。**

↓ したがって

我が国は、およそ実在しない児童を描写した児童ポルノについて、サイバー犯罪条約に規定する義務を負うものではない。※

# サイバー犯罪条約に関する質問主意書（答弁書）のポイント

## 国際約束上の 児童ポルノの 定義に関する 質問主意書 答弁書 (2016年3月8日)

我が国が締結している国際約束において、**児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書及びサイバー犯罪に関する条約**のほかに「**児童ポルノ**」について定義しているものはないと承知

我が国は、**およそ実在しない児童を描写した児童ポルノ**について、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書に規定する義務を負うものではない。

我が国は、**およそ実在しない児童を描写した児童ポルノ**について、サイバー犯罪条約に規定する義務を負うものではない。

# 新サイバー犯罪条約を巡る動き

# 新サイバー犯罪条約をめぐる動き

## 2019年12月 国連総会決議74/247

「犯罪目的でのICTの利用に対処するための国際条約」策定のための  
アドホック委員会設立が決定

(international convention on countering the use of information and communications technologies for criminal purposes)

## 2021年5月10～12日 組織会合開催

同決議等に基づき、同委員会のモダリティ等を決定する会合が開催

## 2021年5月26日 国連総会決議案が採択（決議75/282）

組織会合の結果も踏まえた同委員会のモダリティ等に関する国連総会決議案を採択  
2023年の総会でサイバー犯罪対策条約案を提出することに

## 2022年2月28日～3月11日 第1回アドホック委員会@NY

同決議に基づき、2022年1月から、実質的な条約交渉が開始される予定であったが、  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて予定を変更

## 2022年5月30日～6月10日 第2回アドホック委員会@ウィーン

暫定議題によれば、犯罪化に関する規定や一般規定、手続き上の措置および  
法執行に関する規定等が議論されることになっている

## 2023年9月 第78回国連総会に草案を提出（予定）

# 背景：ブダペスト条約派 と 新条約推進派 の対立

サイバー犯罪に関する国際約束としては、既に、日米欧州諸国等が締結している欧州評議会策定の**ブダペスト条約**が存在。

## ブダペスト派（新条約反対派）

日米欧州諸国中心の表現の自由確保派

- ① 普遍性を有している
- ② 新たな形態のサイバー犯罪にも対処可能である
- ③ サイバー犯罪に対処するためには国境を越えるデータアクセスを認めることも必要である

ブダペスト条約の普遍化を主張

日本は反対

**反対 60**

## 新条約推進派

ロシア・中国を中心とした規制強化派  
ベラルーシ、カンボジア、イラン、ミャンマー、ニカラグア、シリア、ベネズエラ

- ① 地域条約に過ぎない
- ② 時代遅れの内容である
- ③ 国境を越えるデータアクセスに関する規定は主権侵害である

新条約策定を主張

棄権 33  
無投票 21

**賛成 79**

2019年12月 国連総会決議74/247、賛成79・反対60で可決・採択

## 第15条 資料の作成と配布に関連するICT関連の犯罪 または未成年者のポルノ画像を含むオブジェクト

1 各締約国は、国内法に基づいて犯罪として立証するために必要な立法およびその他の措置を採用するものとします。

これは、意図的かつ権利なしに行われた場合の次の行為を行います。

- a 情報を通じて配布する目的で児童ポルノを**作成**するインターネットを含む通信ネットワーク。
- b インターネットを含む情報通信ネットワークを通じて児童ポルノを**提供**または**利用可能**にする。
- c インターネットを含む情報通信ネットワークを使用して、児童ポルノを**配布**、**送信**、公に**表示**、または**宣伝**すること。
- d 自分自身または他の人のためにICTを使用して児童ポルノを**調達**する。
- e コンピュータシステムまたは電子デジタルデータストレージデバイスに児童ポルノを**所持**している。

2 上記の第1項の目的のために、「児童ポルノ」という用語には、以下を視覚的に描写するポルノ素材が含まれるものとします。

- a 性的に露骨な行為に従事する**未成年者**。
- b 性的に露骨な行為に従事している**未成年者のように見える人**。
- c 性的に露骨な行為に従事している**未成年者を表すリアルな画像**。

この条文の目的上、「未成年者」という用語には、18歳未満のすべての人が含まれるものとします。ただし、当事者は16歳以上の年齢制限を要求する場合があります。

# 現行条約とロシア案の比較（児童ポルノ関連）

現行条約	ロシア案	変更点	概要
1項	1項	なし	犯罪化すべき行為：児童ポルノのネット上での a製造、b提供、c送信、d取得、e保有(電子的)
2項	2項	なし	児童ポルノの定義：性的にあからさまな行為を行う次のものの描写 a未成年者、b外見上未成年者、c未成年者の写実的映像
3項	※ナンバリングなし	なし	未成年者の定義： 18歳未満(16歳未満まで変更可)
4項	※記載なし	<b>留保なし</b>	締約国は、1d及び3並びに <b>2b及びc</b> の規定の全部又は一部を <b>適用しない権利を留保</b> することができる

# 日本政府の方針

# 日本政府のスタンス・これからの方針

- ▶サイバー犯罪は、その性質上、国境を越えて犯すことが容易である。我が国としても、国外からのサイバー犯罪を抑止するためには、新条約がサイバー犯罪に対処するために有効かつ適切な内容となり、他国の能力構築に資するよう確保することが重要。
- ▶また、サイバー犯罪では、重要な証拠が海外のサーバーに保管されているケースが多々あり、これに対処するためには国際協力が極めて重要。**新条約が、賛成派のためだけのものとなる場合、国際社会全体で統一的な協力が困難となり、犯罪者を利する結果となりかねないため、反対派であっても支持できる内容とするよう対処することが重要（例：ブダペスト条約と整合性のとれた内容とする等）。**
- ▶さらに、新条約賛成派の一部の国は、国家によるインターネット空間の統制とその正当化のための手段として新条約を利用することを狙っているともいわれている。我が国は自由・公正・安全なサイバー空間を確保するため、積極的に交渉に参加し、これを阻止する必要がある。
- ▶アジアでもサイバー犯罪は深刻化しており、アジアにおけるサイバー犯罪対策において主導的な立場にある我が国が交渉に参加し、積極的な役割を果たすことが国際社会からも期待されている。

**我が国は、以上の理由から、ブダペスト条約派と連携して新条約策定交渉に積極的に参加する必要がある。**

## 前文

我が国は、来るべき国連におけるサイバー犯罪に関する条約の起草に当たり、包摂的で透明かつ公正なプロセスを実現することを重視しているところ、正式な起草が始まる前に新条約のためのインプットを提供できることを嬉しく思い、この機会を提供した議長のイニシアチブに感謝する。

サイバー犯罪をめぐる課題は国により様々であるものの、サイバー犯罪は常に進化し続ける犯罪であり、かつ、全加盟国にとって共通の深刻な脅威であると認識しているところ、容易に国境を越える犯罪であるサイバー犯罪に対応するためには、各加盟国が協調して対策に取り組むことが重要である。したがって、我が国としては、新たな国際条約の内容を、全加盟国にとって合意可能な普遍的なものとすることによって、**世界全体でサイバー犯罪を防止し対処する能力を高め、「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を確保することを目指すべき**と考えている。

この文書は、総会決議74/247によって設置されたアドホック委員会における議論を促進するため、新条約の適用範囲、目的及び構造に関する我が国の意見を述べるものである。

# 我が国のポジションペーパー

## 適用範囲

1. 国際的なサイバー犯罪対策を強化し、普遍的な国際枠組みを構築するために、国際社会は、まず、**刑事犯罪、刑事手続、相互援助等の国際協力に関する基本的かつ必要不可欠な規定**を中心に、しっかりとした枠組みを構築すべきである。
2. 新条約において犯罪化の対象とする行為は、**飽くまでサイバー犯罪に限定すべき**である。そして、**サイバーを本質的要素とする犯罪（cyber-dependent crime）**が対象犯罪の中心であるべきであって、**サイバーを本質的要素としない犯罪（cyber-enabled crime）**については、犯罪化の対象とする必要性が認められ、かつ、犯罪化することにつき各国から広く合意を得ることができた行為に限り、その対象とすべきである。
3. 新条約は、サイバー犯罪に関する議論に関連する他のフォーラムでの議論や作業を考慮しつつ、作業の重複や阻害を避けることを目的として、**サイバー犯罪と闘うための既存の枠組みにおける過去及び現在の議論にしっかりと基づくべき**である。
4. 国家間の差異にかかわらず、情報通信技術のあらゆる利用方法に一般的に適用される普遍的な国際枠組みを創設し、将来における技術の発展に対応するために、新条約の規定はテクノロジー・ニュートラルなものとするべきである。
5. サイバー犯罪対策は重要であるといえども、**適正手続の原則を害したり、人権に不当な制限を課したりするものであってはならない**。このような保障措置は、国際協力を成功させるための前提条件であるから、新条約には、適正手続及び人権保障について具体的な規定を設けるべきである。

# 我が国のポジションペーパー

## 目的

6. 新条約の第一の目的は、**情報通信技術に関わるすべての保護されるべき人の安全と安心及びその利益の保護に貢献すること**である。これは、国境を越える様々な形態のサイバー犯罪に最も広く適用される普遍的な国際枠組みを確立し、捜査・訴追における二国間又は多国間の効果的な協力を支援することにより、**世界全体のサイバー犯罪対策を強化すること**で達成される。
7. この目的を達成するために、**新条約は、できるだけ多くの加盟国が遵守・実現できるような基本的かつ必要不可欠な条項を規定し、それによって既存の枠組みを強化しながら、サイバー犯罪に対する世界的な対策の水準を高めるべき**である。

## 構造

8. 我が国は、以下のような基本構成を取ることが効果的と考えているが、条約の具体的な構成は、今後の交渉の中で柔軟に検討されることを支持する。
  - 用語の定義
  - 締約国が整備すべき国内的な措置のリスト
    - 犯罪化
      - ◇ Cyber-dependent crimeに当たる行為
      - ◇ Cyber-enabled crimeに当たる行為のうち、犯罪化の対象にすべきもの
    - データの保全、開示、提出等に関する手続規定
    - 人権保障等の保障措置
  - 犯罪人引渡し、相互援助等の国際協力
  - 最終条項

## ① 児童ポルノの定義

- サイバー犯罪条約に規定する「児童ポルノ」には、およそ実在しない児童を視覚的に描写したもの。
- 性的にあからさまな行為を行う未成年者の音声に広がることはないか。
- 性的にあからさまな行為を行う未成年者についての文章に広がることはないか。

## ② 締約国に関する「留保」の権利

- 非実在児童ポルノに関する犯罪化について留保の権利がなくなるのではないか。

## ③ 通信の秘密 / プライバシーとの関係

- 通信の秘密が制約されることにならないか
- 国民のプライバシーが政府や捜査機関に筒抜けにならないか

## ③ 通信の秘密 / プライバシーとの関係

- 大前提として**インターネット利用に制約を課す国際条約**であること
- ロシアはサイバースペースの利用を国際条約で規制しようとする取り組みには、欧米諸国や人権団体が反発している
- インターネット利用やソーシャルメディア上の**表現の自由を制限**することにより、ネットを封殺する試みだとみられており、一部の国ではインターネットの遮断やユーザーの統制強化が容易にできるようになる
  - 決議案を提出したのは、ロシア、ベラルーシ、カンボジア、中国、イラン、ミャンマー、ニカラグア、シリア、ベネズエラ
- 通信の秘密が一度破られると、様々な理由をつけられてしまい、通信の秘密や表現の自由が崩壊してしまう。「世界45か国が行っている常識は、ブロッキングである」「海外でもおこなっているのだから、日本でも……」は、いつもの常套手段。いわゆる外圧による日本変革論が起こり始める可能性も。



## 表現の自由を守る

1

マンガ・アニメ・ゲームの  
過度な表現規制に反対



3

外圧から日本の文化・  
コンテンツを守る



# 人権はグローバル、文化はローカル

“外圧”を正しく認識し、表現の自由を守るため闘い続けなければならない

赤松健からのお知らせとお願い

# 赤松健 街頭演説会

6/24(金) 13:00 横浜駅前  
16:00 桜木町駅前  
18:00 川崎駅前

6/25(土) 15:00 浦和駅前  
18:00 池袋駅前

6/26(日) 10:00 イーアスつくば  
14:00 秋葉原ラジオ会館前  
18:15 秋葉原ラジオ会館前

終了



# 電子為書きのご記入のお願い



## まだまだ大募集中です！

秋葉原事務所に来て、ぜひご自身の為書きを探してみてください！

# 赤松健の街宣車を見つけたら

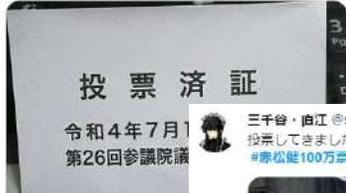


街宣車を見つけたら、

写真を撮って「**#こんなところに赤松健**」でツイート！

# 期日前投票に行って投票済証のツイートをしよう！

へっぽこ工房主 7/3 風邪オンリーNo.28&... @heppcko... · 2時間  
#赤松健100万票プロジェクト  
先程、期日前投票終了。  
どうか、無事当選しますように...

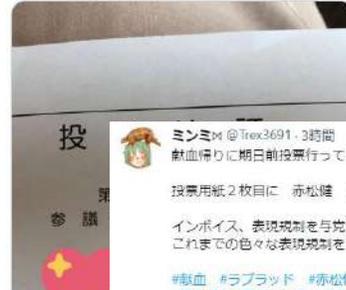


三千谷・向江 @sscharib0 · 43分  
投票してきましたわよ〜  
#赤松健100万票プロジェクト

チョルノーベリ・西口 @pitmpwmd · 2時間  
「#期日前投票 行ってきました。」#豊島区  
#期日前投票23日から7月9日  
#赤松健 M「#全国比例は赤松健」#表現の自由 #表現の自由  
2022 #赤松健100万票プロジェクト #参院選 #参院選



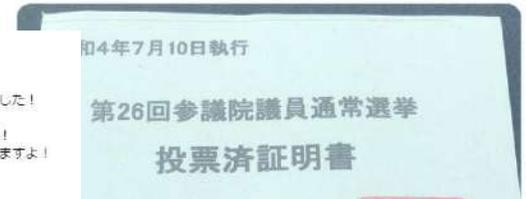
梅河瑞穂@日曜日 東 マ-14a @mizuho\_a · 3時間  
投票完了！選挙区・全国比例共にこれぞという候補者に1票を投じてきました。  
#赤松健100万票プロジェクト



ミンミ @Trex3691 · 3時間  
献血携りに期日前投票行ってきました！  
投票用紙2枚目に「赤松健」と書かせていただきました！  
インボイス、表現規制を与内から止めてください！  
これまでの色々な表現規制を止めた実績を信頼してますよ！  
#献血 #ラブラッド #赤松健  
#赤松健100万票プロジェクト  
#全国比例は赤松健

enari @truth\_1026

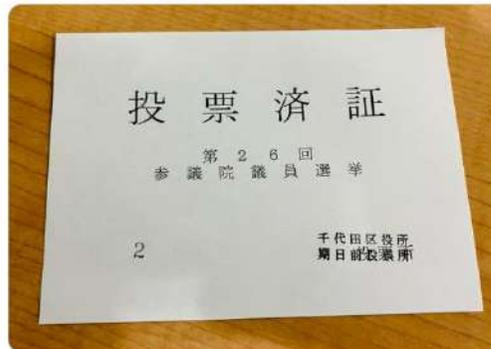
日本で生まれて、日本で育て、多くの言語に翻訳されて、外資を圧倒している日本の漫画産業を守って頂きたいです。  
日本のお家芸がなくなるのは寂しいです。  
#赤松健100万票プロジェクト



## #赤松健100万票プロジェクト ぜひツイートお願いします！！

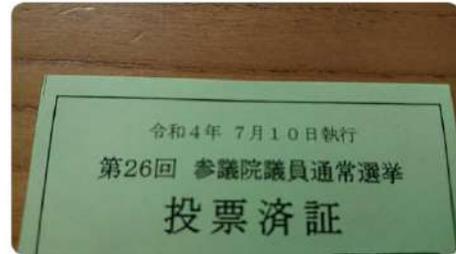
なるかみ @nakami  
期日前投票RTAしてきました  
赤松先生がんばってください  
インボイス制度マジで終わってるので反対の声を上げてくれる先生はありがたい...  
#赤松健100万票プロジェクト

混沌の風 @chaoticwind · 1時間  
参院選選挙2022、二枚目の全国比例は【赤松健】  
#赤松健100万票プロジェクト  
#全国比例は赤松健 #赤松健



ふじと @fujito\_desu · 1時間  
とりあえず投票行ってきた。誰に入れたかはちょっと言えないなあ、うらふ。  
#赤松健100万票プロジェクト

40代親父 CHAOS:CHILDはいぞ！ @30daicajaji · 55分  
健って漢字を何回も見直したのは秘密(A)！バッチリ赤松健氏に投票しましたぜ！  
#赤松健100万票プロジェクト



全国比例は**赤松健**  
に投票しよう!



2枚目に  
「赤松健」  
と、書いて  
ください!

